

「国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領（案）」に対する意見の募集について

令和3年4月26日
内閣府地方創生推進事務局
出入国在留管理庁政策課
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

内閣府、出入国在留管理庁及び厚生労働省では、国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領（案）の制定を検討しています。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を賜るべく、本件に関する御意見を以下の要領で募集します。お寄せいただいた御意見については、内容を検討の上、最終的な決定における参考とさせていただきます。

記

1. 御意見の募集期間

令和3年4月26日（月）から令和3年5月25日（火）まで
（郵送又はFAXの場合は募集期間内の必着）

2. 御意見の提出方法

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の 意見提出フォームへ のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課宛て

※ 封筒に「国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領（案）に対する意見」と明記して下さい。

(3) FAXの場合

FAX番号：03-3501-9554

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課宛て

※ 表題に「国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領（案）に対する意見」と明記して下さい。

3. 御意見の提出上の注意

御提出いただく御意見等については、日本語に限ります。また、電話による御意見の提出はお受けできかねますので、御了承ください。

個人の場合は住所、氏名及び連絡先を、法人の場合は法人名、所在地及び連絡先を記載してください。御提出いただきました御意見の内容については、個人又は法人の属性に関する情報を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御承知置きください。また、連絡先については、御提出いただいた御意見に対する確認の連絡以外の用途では使用しません。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。